

(様式第 1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成 22 年 9 月 11 日
照会部署名 中村年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (厚生年金適用調査課長) 近藤 和恵
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス

[業務実施部署の長の確認] 田中

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-028	本部受付番号 No. 2010—925
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

通勤手当にかかる隨時改定について

(内容)

<事案>

通勤手当として、毎年 2 月・8 月に 6 ヶ月定期を支給している事業所において、2 月・8 月以外の月に転勤等で勤務場所が変更となった場合、その間を 3 ヶ月定期、1 ヶ月定期でつなぎ全職員 2 月・8 月の 6 ヶ月定期支給となるよう調整を行っている。その場合、3 ヶ月から 1 ヶ月への変更及び 1 ヶ月から 6 ヶ月への変更は隨時改定の要件となる単価の変更となるのかご教示ください。

(ブロック本部回答)

疑義照会 2010-409の1(ウ)と同様のケースと考え、定期券の券種の違いにより割引率が異なるものであれば1回あたりの通勤費に変動が生じるため、これを固定的賃金の変動とみなし随時改定の要件に該当するものと思料するが、諸規定により明らかにされていないため、機構本部に照会されたい。

回答日 平成22年9月10日

回答部署名 中部ブロック本部適用徴収支援部
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター

(厚生年金適用支援グループ長) 栗本 孝広

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ブロック本部回答のとおり、券種等の違いにより1月あたりの単価に変動が生じるのであれば、随時改定の要件となる。【疑義照会 2010-515、2010-642 参照】

回答日 平成22年10月25日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上